

発達障害児・者への支援

担当 福祉政策課 発達障害対策担当 (3567)

1 目 的

【発達障害の早期発見・早期支援を促進】

発達障害児・者への支援を充実させるため、発達障害の認知度を高め理解を促す啓発、専門的な知識を持った人材の育成、親の子育て不安を軽減する親支援、診療・療育の拠点施設の整備を行い、早期発見・早期支援を促進していく。

2 予 算 額 187,519千円

3 事業概要

(1) 啓発の推進 28,690千円

ア 保育所・幼稚園・子育て支援センター向け

- ・早期の気づきと子どもの状況に応じた支援方法を学ぶテキストの作成・配布
- ・全ての職員(1,619か所、約22,000人)に普及

イ 親向け

- ・障害特性を理解し接し方を学ぶ冊子の作成・配布
子どもの発達が気になる親に配布
- ・親向け理解啓発セミナーの開催

ウ 県民向け

- ・発達障害の基礎知識を理解するリーフレット等の作成・配布
乳幼児健診時(1歳6か月、3歳)に全員に配布
県内全ての医療機関や保健センター等の公共機関に配置

(2) 人材の育成 34,008千円

ア 市町村

- ・「発達支援マネージャー」の育成
全市町村に発達障害の知識を有する中心となる人材を育成

イ 保育所・幼稚園・子育て支援センター

- ・「発達支援サポーター」の育成
全ての保育所・幼稚園・子育て支援センターを対象に発達障害の知識を有し早期の気づきができる人材を育成

ウ 医療・療育の専門職

- ・小児科医に対する研修
小児科医を対象に実施
- ・保健師・看護師に対する研修
小児科医療機関の看護師等を対象に実施
- ・療育を担うセラピスト（作業療法士等）の育成
職種別の研修及び職種合同の現場実習の実施

（３）親支援

48, 107千円

ア 発達が気になる親向け

- ・伝統的な子育てを学ぶ講座の実施
親のストレスを緩和し子育てを楽しくする事業を市町村と協力して実施
- ・子育て支援センター・保育所・幼稚園を巡回支援
専門家チーム（臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士）が巡回し、子どもの行動を観察し、中核発達支援センターの診療・療育へ橋渡し

イ 発達障害児の親向け

- ・ペアレントメンターによる相談の実施
発達障害の子どもを持つ親が経験を生かし相談・助言
- ・カウンセリングの実施
臨床心理士などによる心理的なケアやカウンセリングの実施

（４）中核発達支援センターの整備

37, 790千円

- ・重症心身障害児施設を活用して診療と療育の拠点を整備 2か所
医師・看護師をそれぞれ1名配置
診療・療育の受入拡大策を検討

（５）その他

38, 924千円

- ・サポート手帳の普及
- ・発達障害者支援センター「まほろば」の運営

<参 考>

【発達障害とは】

先天的な脳機能障害であって、以下のような障害がある。

- ・自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害（例：対人関係が困難等）
- ・学習障害（例：「読む」「書く」「計算する」等のいずれかが著しく困難）
- ・注意欠陥多動性障害（例：「不注意」「多動・多弁」「衝動的な行動」）